

- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711
- (3) 受付期間
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 7 合格発表
(1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
(2) 技能検定合格証書の交付
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 7 その他
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第162号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき平成16年9月1日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年3月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリーノ下通
熊本県熊本市安政町1番2号
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年3月2日から平成17年4月2日まで

登載依頼

熊本県環境審議会公告第4号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年3月2日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 1 開催日時
平成17年3月2日(水)
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
県庁本館5階審議会室
- 3 議題
平成17年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- 4 傍聴者の定員
10名

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部環境保全課水保全対策室水質保全班）

（電話 096-383-1111 内線 7356）

